

七年法律第百二号)第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二」と、日本郵政公社法施行規則」とあるのは「公職選挙郵便規則」とし、旧公社法施行規則第四十一条各号列記以外の部分中、「公社法」とあるのは「会社法」、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)以下この条において「整備法」という。)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)と、の規定に基づき、毎事業年度」とあるのは「の例により、日本郵政公社の最終事業年度」と、次に掲げる」とあるのは「第四号口に関する」と、同条第四号口中「郵便法」とあるのは「整備法第十四条による改正前の郵便法」と、第四十五条第一項中「第四十一条から前条まで」とあるのは「第四十一条」と、各事務所及び各郵便局」とあるのは「会社の営業所及び郵便局株式会社(平成十七年法律第百号)第一条第二項に規定する郵便局」と、直近の事業年度に係る財務諸表について法第三十条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月」を「郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日から四月」とする。

(郵便窓口業務の委託等に関する法律施行規則の一部改正)
第七条 郵便窓口業務の委託等に関する法律施行規則(平成十九年総務省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

第三条 郵政民営化法施行令附則第三号の総務省令で定める郵便保険会社の事務の代行は、郵便保険会社が引受けを行う生命保険契約に係る保険料の受入れ、保険金及び年金の支払、貸付金の支払及び弁済並びに契約者配当金の支払に関する事務の代行とする。

附則

第一条 この省令は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日平成十九年十月一日)から施行する。

(省令の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 軍事郵便貯金等特別処理規則(昭和二十九年郵政省令第二十号)
- 二 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律施行規則(平成八年郵政省令第六十二号)
- 三 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する省令(平成十年郵政省令第九十五号)
- 四 日本郵政公社法施行規則(平成十五年総務省令第四号)
- 五 郵便貯金法施行規則(平成十五年総務省令第八号)
- 六 郵便為替法施行規則(平成十五年総務省令第九号)
- 七 国際郵便為替規則(平成十五年総務省令第十号)
- 八 郵便振替法施行規則(平成十五年総務省令第十一号)
- 九 国際郵便振替規則(平成十五年総務省令第十二号)
- 十 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第十三号)
- 十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七條の二第一項に規定する認可の申請手続に関する省令(平成十五年総務省令第十四号)
- 十二 簡易生命保険法施行規則(平成十五年総務省令第十五号)
- 十三 日本郵政公社法施行令附則第十六條の規定により郵便貯金の取扱いに関する証明資料として取り扱うものとされた郵便貯金本人票に関する省令(平成十五年総務省令第十六号)
- 十四 日本郵政公社の国際貨物運送に関する事業に係る業務等に関する規則(平成十八年総務省令第二十二号)

(郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律施行規則の廃止に伴う経過措置)

第三条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)以下「整備法」という。)附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)以下「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。)第六条の二第一項に規定する配分すべき額の決定に係る認可の申請については、平成二十年十月一日までの間は、この省令中附則第二条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律(平成八年法律第七十二号)以下「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。)第六条の二第一項」と、法第三条第二項」とあるのは「整備法附則第二十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第二項」と、同条第二項第二号中「法」とあるのは「旧郵便振替預り金寄附委託法」とする。

2 整備法附則第二十七條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第六条の二第一項に規定する配分団体が守らなければならない事項に係る認可の申請については、平成二十年十月一日までの間は、旧郵便振替預り金寄附委託法施行規則第三条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第六条の二第一項に規定する法第三条第三項」とあるのは「整備法附則第二十六條第一項」とする。

(郵便貯金法施行規則の廃止に伴う経過措置)

第四条 整備法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)以下「旧郵便貯金法」という。)第十二條の二に規定する総務省令で定める者については、この省令中附則第二条の規定による廃止前の郵便貯金法施行規則(以下「旧郵便貯金法施行規則」という。)第一条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「郵便貯金法(以下「法」という。）」とあるのは「郵政民営化等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)以下「整備法」という。)附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)以下「旧郵便貯金法」という。）」とする。

2 旧郵便貯金(整備法附則第三條第十号に規定する旧郵便貯金をいう。)については、旧郵便貯金法施行規則第二条の規定は、施行日以後においても、その効力を有する。この場合において、同条中「日本郵政公社(以下「公社」という。）」とあるのは「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(以下「機構」という。）」と、公社」とあるのは「機構」とする。

3 整備法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第七十條第一項に規定する利率の決定方針の認可については、旧郵便貯金法施行規則第十九條及び第二十條の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「法第七十條第一項」とあるのは「整備法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第七十條第一項」とする。

4 整備法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第七十條第三項に規定する利率の設定又は変更の届出については、旧郵便貯金法施行規則第二十一條の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第七十條第三項」とあるのは「整備法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法第七十條第三項」とする。